

**平成 20 年度実施  
法科大学院認証評価（追評価）  
評 価 報 告 書**

**北海道大学大学院法学研究科  
法律実務専攻**

平成 21 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構



## 目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 章ごとの評価	6
第 6 章 入学者選抜等	6



独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について
-------------------------------------

## 1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

## 2 評価のスケジュール

機構は、本評価で適格認定を受けられなかった法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学から追評価の申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

20年9月	書面調査の実施 追評価専門部会の開催（本評価で満たしていないと判断された基準についての判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討、書面調査による分析結果の整理、訪問調査の実施の有無の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各追評価専門部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定、訪問調査の実施の有無の決定）
12月	追評価専門部会の開催（評価報告書原案の作成）
21年1月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、評価報告書原案の整理、評価報告書原案の審議・決定、評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会の開催（意見の申立てへの対応の審議、評価結果の確定）

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成21年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
上 田 廣 一	サン総合法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	前東京大学総長
滝 澤 正	上智大学教授
舘 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
龍 岡 資 晃	学習院大学教授
○田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
永 井 和 之	中央大学総長・学長
中 森 喜 彦	近畿大学教授
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
長谷部 恭 男	東京大学教授
濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
村 中 孝 史	京都大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
安 永 正 昭	神戸大学教授
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
吉 本 高 志	大学入試センター理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	立教大学教授
磯村 保	神戸大学教授
○井上 正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
加藤 哲夫	早稲田大学教授
滝澤 正	上智大学教授
舘 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
◎田中 成明	関西学院大学教授
棚村 政行	早稲田大学教授
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
中森 喜彦	近畿大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
深田 三徳	同志社大学教授
三井 誠	同志社大学教授
村中 孝史	京都大学教授
安永 正昭	神戸大学教授
山本 和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会追評価専門部会

(第1部会)

○生熊 長幸	立命館大学教授
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
景山 太郎	司法研修所教官
北原 一夫	慶應義塾大学教授
渋谷 秀樹	立教大学大学院法務研究科委員長
杉原 高嶺	近畿大学教授
武井 康年	広島総合法律会計事務所弁護士
◎吉原 和志	東北大学教授
若林 勝三	日本地震再保険株式会社代表取締役会長

※ ◎は部会長、○は副部会長

#### 4 本評価報告書の内容

##### (1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において本評価で満たしていないと判断された基準を満たしている場合、当該法科大学院は先の評価と併せて、機構の定める法科大学院評価基準に適合していることを記述しています。

なお、1つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないこと及びその理由を記述することとしています。

さらに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、主な優れた点を抽出し、上記結果と併せて掲げています。

##### (2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、本評価で満たしていないと判断された基準を含む章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取組、改善を要する点等を記述しています。

さらに、「3 章全体の状況」には、章全体の状況について、次の4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述しています。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

なお、「Ⅱ 章ごとの評価」のうち、追評価の対象としない基準に関しては先の評価時のものを記述しています。

#### 5 本評価報告書の公表

本評価報告書は、対象法科大学院を置く大学へ通知するとともに文部科学大臣に報告します。また、すべての対象法科大学院の評価結果を取りまとめた「平成 20 年度法科大学院認証評価実施結果報告」の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## I 認証評価結果

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に関して、追評価において基準6－1－4を満たしていると判断し、先の評価と併せて、法科大学院評価基準に適合している。

## II 章ごとの評価

### 第6章 入学者選抜等

#### 1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

##### 【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試制度検討委員会」及び「入学者選抜委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育理念に照らして、「①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力など、法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜する」として設定し、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育理念、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする「一般選考」と、社会人または非法学部出身者を対象とする「特別選考」を設け、それぞれ第1次選抜及び第2次選抜を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（合格者数、出身大学、成績結果、法律科目試験問題、小論文試験問題等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、平成19年度に機構が実施した法科大学院認証評価（本評価）において基準を満たしていないと判断された「3年課程と2年課程を併願した場合の3年課程の選抜については、法学未修者に対しても学修評価枠において主として法律科目試験の成績が考慮されている」点については、選抜方法の改善により、問題点は解消され、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜

において適性試験の成績及び提出書類などによる書類審査を行い、第2次選抜において、「一般選考」では、3年課程については小論文試験を課した上で適性試験の成績・小論文試験の成績・学修評価を考慮し、2年課程については法律科目試験を課し、「特別選考」では、小論文試験及び面接試験を課すことにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、小論文試験、面接試験、志望理由書、語学能力を証明する書類等の提出によって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約50%、平成17年度は約35%、平成18年度は約40%、平成19年度は約35%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員300人に対し、平成19年度の在籍者数は261人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者受入について、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

追評価において基準6-1-4を満たしていると判断し、先の評価と併せて、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### 【特記すべき事項】

- 東京都と札幌市で入学希望者等に対する法科大学院説明会を開催し、アドミッション・ポリシー等に関する事前周知に努めている。
- 入学者選抜において、「顕著な社会実績を有する者」又は「法学以外の分野で顕著な実績を有する者」を対象とする「特別選考」が行われている。

## 3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。